

平成 26 年 4 月策定

平成 30 年 4 月改定

加茂市立加茂小学校におけるいじめ防止等のための基本方針

加茂市立加茂小学校

はじめに

この学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号）第 13 条に基づき、加茂市立加茂小学校におけるいじめの防止等（いじめ防止、いじめの早期発見およびいじめへの対応）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、全ての児童が被害者にも加害者にもなりうるものである。これらの基本的な考えを基に、全職員が日ごろから子どもの小さな兆候を見逃さない努力をするとともに、学校で組織的に対応していくべきことである。

学校は、教職員や周囲の友人の信頼関係の中で、児童が安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そのために、私たち加茂小学校教職員は、児童一人一人が自分は大切にされているという実感をもつことができるようにするとともに、認め合える人間関係をはぐくむ学校づくりに取り組んでいかなければならない。児童の自尊感情や自己有用感をはぐくみ、児童が、仲間と共に成長できる学校づくりを進めていくものである。

2 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第 2 条）

3 いじめ防止対策のための組織及び取組

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、未然防止や解決に組織で対応する。

校長を中心として、教頭、当該担任、生活指導主任、養護教諭で構成し、必要に応じて、主任児童委員やスクールカウンセラー等とも連携していく。基本的には、全ての全職員で全ての事案に対応する。

（1）組織の主な役割

ア 加茂小学校「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、全教職員の共通理解を図る。
- ・学校評価アンケートや教育相談結果の集約、分析、実態把握を進め、実効性の高いいじめ防止対策を構築する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・加茂小学校のいじめ防止と取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめが発生した場合、あるいはいじめの疑いがあるという情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。加茂市教育委員会に連絡し指導・助言を受ける。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめ防止等のための具体的な取組

（１） いじめの未然防止の取組

- ・自尊感情、自己肯定感を高める学年、学級づくり
- ・授業改善、分かる授業の充実、言語活動を大切にした授業の実施
- ・道徳授業の充実
- ・人権教育、同和教育の推進
- ・社会性の育成、人間関係作りの能力の育成
（異学年交流、縦割り班遊び、ソーシャルスキルトレーニングの実践）
- ・児童による主体的な取組
（児童会・委員会の取組、行事に向けた取組の充実）
- ・情報モラル・インターネットの適切な利用に関する指導
- ・職員間の情報交換、情報共有、連携の強化（ミニ子どもを語る会）

（２） 早期発見のための取組

- ・定期的なアンケート等の実施（あおみっこアンケート）
- ・教育相談の実施と充実（面談タイム 年３回）
- ・日ごろからの児童の些細な変化の見取り、兆候への気付きと的確なかかわり（集団から離れ、一人でいる児童の声掛け）
- ・保護者、地域からの情報収集

(3) 早期対応のための取組

いじめの早期対応		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめを認知した場合	いじめられた側	○本人や周囲の聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因と背景の調査による根的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと子どもの話をよく聞くことで事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校方針への理解と協力
	いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許されない」という毅然な態度でいじめを阻止 ○いじめの原因と背景の調査による根的解決 ○関係機関との連携 (警察・児童相談所・カウンセラー等)	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○子どもの話を聞くことでの事実の冷静な確認 ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
いじめの疑いがある場合 行為がわかりにくい(いじめ)	いじめられた側	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因と背景の調査による根的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと子どもの話をよく聞くことで事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校方針への理解と協力
	いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許されない」という毅然な態度でいじめを阻止 ○いじめの原因と背景の調査による根的解決 ○関係機関との連携(カウンセラー等)	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係ない児童	○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず、学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

(4) 保護者・地域との連携

① 保護者・地域との連携による取組

- ・保護者を対象として、いじめ問題やネットトラブル等にかかわる研修(講演会等)年間1回行う。
- ・下校ボランティア、教育活動の協力者等から情報を収集する。

(5) 関係諸機関との連携

- ・中学校区幼小中の連携を強化する。
- ・地域民生児童委員、主任児童委員等の定期的な情報交換を行う。
- ・加茂警察署・児童相談所との連携を行う。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態について

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ② いじめにより、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（「相当の期間」については、年間30日を目安としているが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。）

(2) 重大事態発生時の対応

- ① 学校は重大事態発生を速やかに加茂市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。
- ② 調査の仕方を協議する。

ア) 学校が調査主体となる場合

- ・組織による調査体制を整える。
- ・組織で、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を加茂市教育委員会に報告する。
- ・加茂市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置を取る。

イ) 加茂市教育委員会が調査主体となる場合

- ・学校の設置者の調査依頼に必要な資料の提供など、調査に協力する。

6 いじめ防止等の年間計画について

別紙「年間の計画」表1を参照

7 取組の評価と学校基本法の見直しと修正

(1) 「取組評価アンケート」等の実施

P D C Aサイクルで取組を実施するとともに、「保護者アンケート」等を活用し、定期的に取り組の評価を行う。

(2) 学校基本方針の見直しと修正

「保護者アンケート」等の結果及び評価等に基づき、必要に応じて学校基本方針の見直しと修正を行う。

【表1：年間の取組】

	いじめ・不登校対策委員会 健康生活プロジェクト	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ基本方針」 の確認と理解	○学級、学年づくり ・自尊感情 ・自己肯定感 ・間違っているという 積極性を伸ばす	○身体測定での観察 ○子どもを語る会	○PTA総会時の学年懇 談会で「学校いじめ基本 方針」の説明
5月	↓ D ○あおみっこ縦割り班の 立ち上げ ○加茂小「ふわふわ言葉 の木」掲示 ○あいさつ強調週間 (1, 6年生)	○「親切」「友情、信頼」を 取り上げた道徳授業の公 開 ○ソーシャルスキルトレ ーニング、グループエンカウ ンタの実践	○あおみっこアンケートの 実施と面談タイムの設定	○授業参観
6月	○加茂小「ふわふわ言 葉」の木掲示 ○携帯端末等の利用状 況調査	○情報モラル指導(ネット モラル)	○あおみっこアンケートの 実施(8項目)と個別面談	○学校評議員への授業 の公開、行事参観、給食 参加、「学校いじめ基本 方針」の説明 ○保護者個別面談
7月	↓ C ○あいさつ強調週間 (2, 4年生)			○個人懇談会
8月	↓ A ○人権教育、同和教育研 修①		○校区パトロール	
9月	↓ P ○加茂中学校小中、農林 高校連携あいさつ強調週 間		○あおみっこアンケートの 実施と面談タイムの設定 ○身体測定での観察	○授業参観、学年懇談会 ○PTA主催の情報モラ ル研修
10月	↓ D ○あいさつ強調週間 (3, 5年生) ○人権教育、同和教育研 修②		○あおみっこアンケートの 実施(8項目)面談タイム の設定 ○あいさつ強調週間	
11月			○あおみっこアンケートの 実施と面談タイムの設定	
12月	↓ C ○全教職員による「取 組評価アンケート」の 実施→検証	○赤い羽根募金活動	○あおみっこアンケートの 実施(8項目)と面談タイム の設定	○個人懇談会 ○保護者、児童、教員へ の学校評価アンケート
1月	↓ A ○自己評価	○保健指導(命の大切さ)	○身体測定 ○「心のアンケート(い じめアンケート)」 ○教育相談週間	○学校関係者評価委員 会で「自己評価」の評価を 行う。
2月		○1/2 成人式(小4年)	○あおみっこアンケートの 実施と面談タイムの設定	○授業参観、学年懇談会
3月	↓ P ○学校関係者評価の 結果を検証し、「基 本方針」の見直し	○卒業生を送る会	○あおみっこアンケートの 実施と面談タイムの設定	○学校評議員への授業 の公開、行事参観、「学校 いじめ基本方針」の点検 結果の説明
通年	○校内のいじめに係る情 報の収集 ・子どもを語る会 ・あおみっこアンケート 結果公開、交換 ・全職員による声がけ ○対応策の検討 ・保護者面談	○全校集会の校長講話 ○分かる授業の充実 ○言語活動を大切にした 授業 ○体験活動の充実 ○行事に向けた取組の充 実 ○迅速な「ほうれんそう」	○毎日の健康観察の実 施と報告	○子どもとともに1・2・3運 動 ○「おやつ」を学校へ